

訪問看護に関するチラシ案内

県では、訪問看護の普及啓発を推進するため、チラシを作成しています。

訪問看護ではどんなことができるのか、どういう時(状態)に訪問看護を利用するのかなど、訪問看護の説明と、利用する際のめやすを記載しておりますので、ぜひご活用ください。

当課より郵送にてチラシを送付することが可能です。ご希望の方は下記問合せ先までご連絡ください。(在庫がなくなり次第、配布を終了いたします。)

県ホームページには、チラシのデータを掲載しております。事業所等の連絡先を記入する欄も設けてありますので、ダウンロードしてご自由にご使用ください。

- ・ 県ホームページ「訪問看護普及啓発活動（チラシ）について」

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f5510/documents/houmonkango/hukyuukeihatsu/chirashi1.html>

- ・ 一般社団法人神奈川県訪問看護ステーション協議会

URL : (ケアマネジャー向け) <https://www.kanagawa-stkyougikai.jp/welfare/>
 (県民向け) <https://www.kanagawa-stkyougikai.jp/use/>
 (医療機関向け) <https://www.kanagawa-stkyougikai.jp/medical/>

ケアマネジャーの皆様へ
利用者さんのことでの悩みや困りごとありませんか？

利用者さんについてこんな事、気になっていませんか？

- ・食事が落ちてきている気がする
- ・自宅で何度も転んでいるみたい
- ・病状が進行しているような気がする
- ・入退院を繰り返すようになった
- ・残障が、ハコバ
- ・ご家族の疲労も心配
- ・いつもと何か様子が違う感じがする

地域の訪問看護ステーションにぜひ、ご相談ください

訪問看護に関する問合せ先
 ☎ 神奈川県看護協会 訪問看護従事者相談窓口 045-263-2394
 ☎ 神奈川県訪問看護ステーション協議会 045-671-9103
 ☎ 横浜在宅看護協議会(横浜市内のみ) 090-6680-1133

問合せ先: 神奈川県医療確保人材確保グループ 045-210-4759

(ケアマネジャー向け)

外来や退院支援に関わる病院職員の皆様へ
患者さんの在宅生活について悩みや困りごとありませんか？

本人は家で過ごしたいと希望しているけど…

- ・入退院を繰り返している
- ・薬剤の自己管理が困難である
- ・医療機器を必要とする生活になる
- ・認知症、がんの終末期、難病など
- ・病状の進行でADLの低下が予測される
- ・家族のサポート力が弱い
- または独居である

地域の訪問看護ステーションにぜひ、ご相談ください

訪問看護に関する問合せ先
 ☎ 神奈川県看護協会 訪問看護従事者相談窓口 045-263-2394
 ☎ 神奈川県訪問看護ステーション協議会 045-671-9103
 ☎ 横浜在宅看護協議会(横浜市内のみ) 090-6680-1133

問合せ先: 神奈川県医療確保人材確保グループ 045-210-4759

(医療機関向け)

「訪問看護」をご存知ですか？

看護師がご自宅にうかがい、
専門家の目で体調管理などを行います。

身の回りのことができなかった → 食事、排泄、薬の管理など、日常生活のアドバイスを行います。リハビリや身体のケアを行います。

通院が難しいので家で医療を受けた → 主治医と連携をとり医療的ケア、床ずれなどの処置を行います。症状の改善、悪化予防のためのケアを行います。

自宅で最期まで暮らしたい → 医療介護サービス等との連携をはかり、看取りに対応します。24時間対応します。

赤ちゃんから高齢者までご利用いただけます
 (介護保険・医療保険の適用があります。また、医師の指示書が必要です。)

かかりつけの医師や看護師、介護支援専門員(ケアマネジャー)または、下記にご連絡ください

訪問看護に関する問合せ先
 ☎ 神奈川県看護協会 訪問看護従事者相談窓口 045-263-2394
 ☎ 神奈川県訪問看護ステーション協議会 045-671-9103
 ☎ 横浜在宅看護協議会(横浜市内のみ) 090-6680-1133

問合せ先: 神奈川県医療確保人材確保グループ 045-210-4759

(県民向け)

問合せ先

神奈川県健康医療局保健医療部

医療課人材確保グループ

電話 045-210-4759 (直通)

メール chiho-kanjin@pref.kanagawa.jp